

内閣参質一六〇第九号

平成十六年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員松井孝治君提出三位一体改革における税源移譲額等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松井孝治君提出三位一体改革における税源移譲額等に関する質問に対する答弁書

一について

平成十六年度において措置した所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金の額は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」（平成十六年六月四日閣議決定。以下「基本方針二〇〇四」という。）における「税源移譲は概ね三兆円規模を目指す。」との記述に係るおおむね三兆円規模に含まれる。

二について

基本方針二〇〇四においては、「税源移譲は概ね三兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえて検討する。」としている。これを受け、本年六月九日に、内閣府等から地方六団体に対して、国庫補助負担金改革について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」（平成十五年六月二十七日閣議決定。以下「基本方針二〇〇三」という。）及び基本方針二〇〇四に示した政府の方針を踏まえ、地方として統一した具体案を取りまとめたいただくよう要請した。

政府としては、取りまとめたいただく補助金改革の具体案を踏まえて誠意をもって検討し、三位一体の

改革の全体像を本年秋に明らかにし、年内に決定することとしている。

三について

基本方針二〇〇三においては、「地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。」という考え方に立って、平成十八年度までに、おおむね四兆円程度を目途に、国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うこととした。

平成十七年度及び平成十八年度の国庫補助負担金の改革については、平成十六年度予算における約一兆円の改革など、これまでの改革の実績を踏まえた上で、三兆円程度の改革を行うことが、基本方針二〇〇三で示したような国庫補助負担金改革の趣旨に照らして適当であると考え、本年二月十三日の衆議院予算委員会において小泉内閣総理大臣から「今後あと二年、残りの三兆円程度をどういう形で具体的に項目を決めて地方に移譲するか」との答弁を行うとともに、今般の基本方針二〇〇四において、平成十七年度及び平成十八年度に三兆円程度の改革を行うこととしたものである。